2 用語の解説

<ア行>

□安心・安全どさんこ運動

人や地域社会の絆によって、住みよい地域づくりのため様々な活動を促し、社会に広める道民運動。道民の皆さんの参加、協力を得て、「あいさつ・みまもり・たすけあい 運動」、「子どもの安全を見守る運動」を重点に運動を推進。

□あんしん歩行エリア

事故発生割合が高いため、交通管理者と道路管理者による多面的かつ総合的な事故抑止対策が講じられる地区。

□育児・介護休業制度(育児休業制度)

育児・介護休業法に基づき労働者が育児や家族の介護のために一定期間休業できる制度。

□一時預かり(預かり保育)

私用など理由を問わずに保育所等で一時的に子どもを保育する事業。

□一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立のため、事業主の実施する職場環境の整備等のための取組に関する計画。常時雇用する労働者の数が 100 人を超える一般事業主は策定義務がある。

□医療圏

地域の医療需要に対応して、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域的な単位。北海道では、第一次医療圏が 179 圏域、第二次医療圏が 21 圏域、第三次医療圏が 6 圏域。

□インターンシップ

学生・生徒に望ましい勤労観や職業観を身に付けさせるため、在学中に企業などで行う就業体験。

□院内助産所

緊急時の対応ができる医療機関において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行う機関。

□エコ・チャレンジの森

家族連れなどが気軽に森林づくりに参加できる、道民の森に設定した植樹エリア。

□延長保育(時間外保育)

11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね30分又は1時間の延長保育を行うもの。新制度においては、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行うもの。

□オレンジリボンキャンペーン

児童虐待のない社会の実現を目指すため、毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」に オレンジリボンを身につけ、街頭啓発やパネル展を開催することなどにより、虐待をな くしたいという気持ちを一人一人に伝えていく運動。

□親子の再統合

虐待による施設入所等で親子分離となった場合、その後、家族の調整や支援などにより、再び、親と同居できるようになることや親子関係の修復を図ること。「家族再統合」も同じ意味で使用される。

<カ行>

□核家族

夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみのいずれかの構成の家族。

□学校支援地域本部

地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制。

□学力向上サポートチーム

高校教育が直面する課題の解決に向けた実践研究に取り組む実践研究推進校の実践研究を支援するため、教育局の指導主事等で構成するサポートチーム。

□家庭的保育事業

研修を受けた保育士や育児経験者(いわゆる保育ママ)が居宅やその他の場所において、保育所の技術的支援を受けながら、少人数の保育を行う。

□家庭的養護

社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホーム、または、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組を指す。「家庭養護」は「施設養護」に対する言葉として里親やファミリーホームに対して用いる。

□完全失業率

「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合。

□キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくこと を促す教育。

□虐待予防ケアマネジメントシステム

市町村における乳幼児健康診査等の母子保健活動を通じ、自己記入式質問票等を用いて虐待リスクのある家庭を早期に把握するとともに、虐待予防検討会などによりケアプランを策定し、関係機関と連携・協働し効果的な支援を実施する一連の体制。

□救急医療情報システム

医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターなどをコンピュータネットワークで 結び、休日、夜間の救急医療対応医療機関情報の道民への提供や、消防機関・医療機関 における救急対応に必要な情報収集・提供等を行うシステム。

□居宅訪問型保育

保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本として実施するきめ細かな保育。

□合計特殊出生率

その年次の 15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当。

□国際理解教育

国際的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる資質・能力の基礎を育成することを目的とした教育。

□子育てバリアフリー

妊産婦や乳幼児連れを対象とした外出環境の整備。

□子ども・子育て支援給付

施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育給付(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等)、児童手当を指す。

□子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(いわゆる子ども・子育て関連3法)に基づき、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量の拡充や教育・保育の質の向上、地域の子育て支援の充実を進めていく制度。

□子ども農山漁村交流プロジェクト

農林水産省、文部科学省、総務省が連携し、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する取組。

□子どもの権利ノート

施設に入所する児童に渡す、自らの権利や意思を伝える方法などを掲載した手引き書。

□個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

□コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、 地域に開かれた信頼される学校づくりを進める制度。学校運営協議会制度。

□婚活

結婚活動。結婚相手を探すことや、結婚へ向けての様々な活動。

くサ行>

□栽培漁業

卵から稚魚の時期を人間が管理・育成し、天然の水域へ放流した上で適切な管理を行うことにより、水産資源の安定化と増大を図り、その資源を持続的に利用していくもの。

□里親制度

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた個人の家庭(里親)に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。

□産後ケア

産科医療機関などを退院した直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行うこと。

□時間外保育(延長保育)

通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行うもの。

□仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望 するバランスで展開できる状態。

□仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

仕事と生活の調和の必要性、仕事と生活の調和が実現した場合の社会の姿とその実現 に向けた関係者が果たすべき役割を示した憲章。

□施設養護

社会的養護が必要な子どもを児童養護施設や乳児院等で養育すること。

□次代の親づくり支援事業プログラム

平成 18・19 年度に北海道教育委員会が実施した次代の親づくり支援事業(次世代北海道「ゆめ育」支援事業)において、市町村が、次代の親となる若い世代を対象として、子育ての意義などの理解を深める体験学習事業を実施する際に、事業の進め方などの参考となるよう、28 市町村で実施したモデル事業を検証して開発した子育て体験学習プログラム。

□シックハウス症候群

医学的に確立した単一の疾患ではなく、居住に由来する様々な健康障害の総称。

□市町村子ども発達支援センター

市町村において、発達の遅れ又は障がいのある児童とその家族の相談支援及び発達支援を行う機能。

□児童家庭支援センター

児童虐待や不登校など、子どもに関する専門的知識や技術を必要とする様々な相談に対し、必要な助言や支援を行う児童福祉の専門機関。

□児童館

児童福祉法に定められている児童福祉施設で、安全に遊びながら、情操豊かな健全な 児童を育てることを目的とした施設であり、地域における児童健全育成活動の拠点。

□児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム(おや?おや?安心サポートシステム) 保育所等の子育て支援機能を活用し、子育て困難家庭や放置すれば虐待につながる危 険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を展開する体制。保育士等がスクリーニン グ票を用いて親子を観察し、気になる子について関係機関で事例検討を行い適切な支援 を行う。

□児童センター

小型児童館(小地域を対象とした児童館)の機能に加えて、遊びを通じての体力増進 を図ることを目的とする事業・設備のある施設。

□児童相談所

児童に関する様々な問題について、家族などからの相談に応じ、診断、判定を行い、 児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親等への措置等最も効果的な処遇を行い、児 童の福祉を図るとともにその権利を保護する機関。

□児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお、貧困や飢え等の困難な状況に置かれていることを鑑み、すべての子どもに基本的人権と人間の尊厳が保障されることを願い国際連合で採択され、平成6年に日本も批准。18歳未満のすべての子どもに大人と同様に、意見表明権や思想、良心、宗教、結社の自由などの市民的権利を保障。

□児童福祉司

児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める専門職で、児童相談所に配置されている。

□児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

□社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

□周産期医療

周産期とは妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療。

□需給調整

都道府県が都道府県計画に定める必要利用定員総数に基づいて行う認定こども園、幼稚園及び保育所の認可・認定の可否の判断。

□主任児童委員、民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。民生委員は児童委員を兼ね、児童委員は地域の子どもたちの見守りや子育ての不安などの相談支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門に担当する主任児童委員の指名を受けている。

□小1の壁

放課後児童クラブなどの下校後、保育サービスを必要とする児童の居場所が確保できず、共働き家庭等の子どもが小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となる問題のこと。

□生涯未婚率

50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合。45~49 歳の未婚率と 50~54 歳の未婚率の平均。

□小規模グループケア

施設内または地域の中で施設から独立した家屋等において、6人程度の子どもたちを家庭に近い環境の中で養育する形態。

□小規模保育

比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下で実施するきめ細かな保育。

□少子化対策圏域協議会

14 総合振興局・振興局毎に、保健、医療、福祉、労働、教育等の幅広い分野で構成し、総合的かつ地域に応じた少子化対策を推進する道の組織。

□食音

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

□食育推進計画

食育推進基本計画を基本として、都道府県や市町村が作成する、その区域内における 食育の推進に関する施策についての計画。

□女性の健康サポートセンター

妊娠(不妊や望まない妊娠に係る一般相談も含む)、出産、子育て、思春期の体や心、 更年期など女性の健康上の悩みや相談について総合的に対応する窓口。全道の道立保健 所に設置。

□女性相談援助センター

保護又は自立のための援助を必要とする女性に係る相談、一時保護等を行うことにより、その福祉の増進を図るために設置された道の機関。

□女性プラザ

女性の自立と社会参加を促進するとともに男女平等参画を推進するため、情報収集・ 提供、交流促進等を行う、道の総合的な施設。

□ショートステイ

保護者が疾病、疲労などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うもの。

□情報モラル

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ(事故や犯罪等に対する情報の保護・保全)の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

□助産師外来

医療機関等において、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うもの。

□新生児マス・スクリーニング検査

すべての新生児を対象とした先天性代謝異常等検査。内分泌疾患(ホルモンの異常) 2疾患と代謝異常症(栄養素の利用障害)の17疾患のほか7疾患の検査が可能。

□自立援助ホーム

義務教育を終了した 20 歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらのものが共同生活を営む住居。相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行う(児童自立生活援助事業)。

□自立支援医療(育成医療)

障がい児(身体に障がいのある児童に限る)の健全な育成を図ることを目的とし、生活能力を得るために必要な医療。

□スクールガード

学校や通学路等での巡回パトロールや危険箇所の監視など、子どもたちを見守るボランティア。

□スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

□スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

□生活リズムチェックシート

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。

□青少年体験活動支援施設

青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより、青少年の健全な育成を図るとともに道民の生涯学習活動を支援するための施設。

□せわずき・せわやき隊

道が登録する、地域の住民、高齢者や子育て経験者等によるボランティア組織で、子どもや子育て中の家庭に対する日常からの声かけや身近で地域ぐるみの子育て支援を行う。

□潜在保育士

現在は離職している保育士資格取得者。

□専門里親

特に専門的ケアが必要な児童を養育する里親。

□総合学科

普通科及び専門学科に並ぶ第三の学科で、いくつかの系列をもち、幅広く開設された科目の中から、生徒が興味・関心、進路希望等に応じて主体的に科目を選択し学習することができる学科。

□総合周産期母子医療センター

相当規模のMFICU(母体・胎児集中治療室)を含む産科病棟及びNICU(新生児集中治療室)を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる医療機関。

く夕行>

□待機児童

希望する保育所に入所申請したが定員等の関係で入所することができない児童。

□第三者評価

事業者のサービスの質の向上や利用者への情報提供を目的に、公正・中立な第三者評価機関が、書面や訪問による調査、利用者への調査などにより実施する評価。

□単位制高等学校(普通科単位制)

学年の区分を設けず、生徒が希望する科目を主体的に選択・学習し、3年間で所定の 単位数を習得すれば、卒業が認められる普通科の高等学校。

□男女平等参画社会

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的、文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

□地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

□地域子ども・子育て支援事業

市町村が子育て家庭等を対象として行う利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健康診査等の事業を示す。

□地域周産期母子医療センター

産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な 医療行為を行うことができる医療機関。

□地域小規模児童養護施設

地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施し、子どもの社会的自立を促進する施設。

□地域優良賃貸住宅

子育て世帯が必要とするゆとりのある良質な賃貸住宅や、高齢者や障がい者が安全に 安心して住み続けることのできる良質な賃貸住宅の供給促進のために、ある一定の規定 に基づき供給される賃貸住宅。

□地域若者サポートステーション

若年無業者等を対象に、個人相談を行うほか、本人に合わせた必要な支援プログラムの実施などを通じて職業的自立支援を行うもの。

□父親支援ファシリテーター

父親の子育てを推進するため、父親を取り巻く組織や社会が、父親支援の必要性を共有し、具体的手法や効果的な戦略を学ぶための講座を開催できる父親支援の専門家。

□中高一貫教育(校)

連携型、併設型、一体型の3つの形態があり、ゆとりある学校生活の中で6年間の計画的・継続的な教育を行う学校。

□通常保育

保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育する施設。開所時間は11時間(最低基準上は8時間)が可能であり、その保育時間内で保育する事業。児童福祉施設最低基準により保育士の数、設備の面積、定員等が定められる。

□低年齢児保育

0~2歳児の保育。

□デュアルシステム

教育訓練機関における「座学」と企業等における「実習」を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練。

□道民の森

自然や森林とふれあい、自然とともに生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有地の中に宿泊施設や学習センター、キャンプ場などを設けている森林の総合利用施設。

□道立子ども総合医療・療育センター (愛称:コドモックル)

保健・医療・福祉の機能の有機的な連携の下に出生前から一貫した医療・療育を総合的に提供する小児医療と療育の専門施設。(平成 19 年 9 月開設)

□特定機能周産期母子医療センター

総合周産期母子医療センター等において対応が難しい特異的な障がい等を有する胎児・新生児や、重篤な合併症を有する新生児を受け入れるための設備等を有し、特殊な周産期医療を提供する施設として道立子ども総合医療・療育センターを位置付けたもの。

□特定教育・保育施設

施設型給付費の支給を受ける教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)。

□特定地域型保育事業

地域型保育給付費の支給を受ける地域型保育(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育)を行う事業。

□特定保育

多様化する保育需要に対応し、必要な日時についての保育を行うもの。

□特定不妊治療

不妊治療の中でも高度生殖医療である「体外受精及び顕微授精」をいう。

□特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

□特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、LD(学習障がい)等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

□どさんこ・子育て特典制度

市町村や商店街等が連携し、子育て世帯が買い物や施設などを利用する際に特典が受けられる道の制度。

□ドメスティックバイオレンス

配偶者やパートナーなど親しい関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

□トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。「子育て短期支援」。

くナ行>

□二次救急

入院を要する救急。救命救急は三次救急にあたる。

□乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障がい児などに対応できる専門的養育機能を持つほか、保護者支援や退所後のアフターケアを含む親子再統合支援などを行う施設。

□乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。

□乳幼児等医療給付事業

乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健及び福祉の向上を図るために市町村が実施する事業に対し、その事業費の一部を助成する事業。

□認定こども園

就学前の幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設として認可・認定を受けた幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園。

□認可外保育所

子どもを預かる施設であって認可保育所(「児童福祉施設最低基準」などの基準をみたしていることを都道府県や指定都市、中核市から確認され、自治体から公費を受けて 運営されている施設)ではないもの。

□ネットパトロール

インターネット上のウェブサイト等への学校や児童生徒に対する誹謗中傷や個人情報の公開などの不適切な書き込みについて、監視をする取組。

□農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行う者。

<八行>

□配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法に基づく相談窓口。都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設。また、市町村が設置する適切な施設で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、一時保護、自立などのための情報提供等の援助を行う。

□発達障がい

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障がい、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と発達障害者支援法に規定される障がい。

□発達障害者支援(地域)センター

発達障がい者(児)や家族への相談に応ずるとともに、関係施設等との連携により地域の支援体制整備等の活動を行う支援拠点。

□母になる人への贈りもの運動

北海道が出産や子育てにやさしい地域となることをめざし、「妊婦さんの日(毎月22日)のPRや安心して外出できる環境の整備、男性の家事・育児参加の促進を図り、少子化に対する理解促進や意識醸成、出産や育児の不安と喜びを社会全体で支える取組。

□ピアカウンセリング

ピア「Peer」とは、「仲間」を意味し、同年代の人達が対等な立場で同じ仲間として 行うカウンセリングのこと。主に高校生、大学生の協力で実施されている。

□非正規労働者

勤め先での呼称が、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、 嘱託などの労働者。

□被措置児童等虐待

様々な事情により家庭での養育が困難であるため、里親や施設に委託されたり入所した児童に対して、里親や施設職員が行う虐待。

□被措置児童等虐待対応マニュアル

平成 21 年4月に児童福祉法が改正され、被措置児童等虐待の防止のための枠組が規定されたことに伴い、国の「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を踏まえて道で作成したマニュアル。

□ひとり親家庭等医療給付事業

ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るために市町村が実施する事業に対し、その事業費の一部を助成する事業。

□病児・病後児保育

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童の一時的な保育や保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもの。

□ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後に子どもを預かること、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かることなどを行う。

□ファミリーホーム

養育者の住居において5~6人の複数の児童による関わりを活かしつつ、委託児童の 自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立支援を図る(小規模住居型児童養育事業)。

□フィルタリング

インターネットの頁を一定の基準により評価判別し、違法・有害なページ等を選択的 に排除する機能。

□ブックスタート

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開く ことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入 ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業。

□ペアレント・メンター

発達障がい者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

□保育教諭

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園の中心となる職員。幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

□保育サービス

保育所保育指針では、保育においては「養護」と「教育」が一体となって展開されることに留意することとされており、「保育サービス」は、「子どもの健全な育ちを支援する対人サービス(社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会資料より)」と言うことができる。

□保育ママ

居宅、その他の場所で行われる小規模の異年齢保育である家庭的保育の保育者。

□放課後子供教室

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちととも に行う学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援する事業。

□放課後子ども総合プラン

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした整備等を進めるための計画。

□放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

仕事などで、昼間保護者のいない子どもたち(小学校に就学している概ね10歳未満の児童)を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業(いわゆる学童保育)。

□母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の促進を図るため、教育訓練や資格取得の際に 生活費等の負担軽減のため給付する。

□母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。

□ひとり親家庭等生活支援事業

母子家庭や寡婦、父子家庭の方でその母若しくは寡婦、または父が一時的な病気や冠婚葬祭などのために日常生活に支障がある場合に、家庭奉仕員を派遣し、必要な介護や保育などの支援をする事業。

□母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設。

□母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭及び寡婦などの経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉を増進することを目的に貸し出す事業資金、修学資金、技能習得資金や生活資金などの貸付金。

□母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき道内の福祉事務所に配置。母子家庭の母等の自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動等の支援を行う者。

□母子・父子自立支援プログラム

個々の児童扶養手当受給者の状況やニーズに応じ、ハローワーク等と連携の上、きめ 細かな自立・就労支援を実施するための自立支援計画。

□母子・父子福祉センター

母子家庭等に対する低廉な金額による宿泊施設の提供や、生活や就労に関する相談事業等を行い、母子家庭等の福祉の増進を図るための総合的な活動拠点。

□母子・父子福祉団体

配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉 を増進することを主たる目的とする法人で、役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶 者のない男子であるもの。

□母子保健サービス

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児マス・スクリーニング検査などの健康診査 等、母子健康手帳の交付や両親学級などの保健指導等、新生児訪問指導や未熟児訪問指 導などの訪問指導等、未熟児養育医療や小児慢性特定疾患治療研究事業等の療養援護 等。

□ポータルサイト

インターネットに接続した際、最初に訪れる入り口(ポータル)となる様々な情報が 集約されたサイト。

□北海道赤ちゃんのほっとステーション

道が登録する、子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めるために、「授乳」と「おむつ替え」の両方が無料で利用できる施設。

□北海道あったかファミリー応援企業登録制度

企業における男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進するため、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を登録する制度で、登録した企業には登録証を交付するとともに、道のホームページ等で企業の仕事と家庭の両立支援に向けた取組内容の周知などを行う。

□北海道家庭教育サポート企業等制度

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と北海道教育委員会が協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度。

□北海道交通安全基本条例

交通の安全に関し基本理念を定め、道、道路等の設置者、事業者、車両の運転者、歩行者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、交通事故に対する不安のない安全な生活を確保することを目的に制定した条例。

□北海道若年者就職支援センター(通称「ジョブカフェ北海道」)

44 歳以下の正規の職業に就くことを希望しているフリーターや若年無業者、新規学卒予定者等を対象に、就職相談、各種セミナー、パソコンや求人情報誌による求人情報の閲覧等の就職支援サービスを総合的に提供し、若年者の就職を促進するワンストップサービスセンター。

□北海道食の安全・安心条例

食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、道民の健康の保護並びに 消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的として平成 17年3月に制定した条例。

□北海道すきやき隊

道が登録する、育児休業制度の導入など家庭と仕事の両立に資する職場環境の整備や 地域における子育て支援活動の応援などに取り組む企業、団体などによる全道規模の組 織で、平成 18 年 10 月に結成。

□北海道青少年健全育成条例

青少年の健全な育成に関し、基本理念や責務等を明らかにし、道の施策の基本となる 事項を定めることにより施策の推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備 を促進し、その福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の社会を担う青 少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的に制定された条例。

□北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例

道民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、行政機関、事業者及び関係団体と協働し、犯罪防止のための自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善し、だれもが安心して暮らし、活動することのできる地域社会の構築をめざすことを目的に制定した条例。

□北海道福祉のまちづくり条例

障がいのある方やお年寄りなどをはじめすべての道民が、日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをめざし、平成9年10月に制定した条例。

<マ行>

□マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマーク。交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして提示し、妊産婦に優しい環境づくりを推進するもの。

□メンタルフレンド

児童の兄又は姉に相当する世代で、児童福祉司等の助言・指導のもとに、ひきこもり、不 登校児童の家庭を訪問し、当該児童とのふれあいなどを通じて福祉の向上を図る大学生等。

□木育

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と森林や木材の「つながり」 を重視し、豊かな「人づくり」と「社会づくり」を目指す北海道発の概念。

□木育マイスター

森林体験や木工体験など木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で、北海道が認定する木育の指導者。

くヤ行>

□夜間保育

開所時間が概ね午前11時頃から午後10時頃までの11時間の保育を行うもの。

□ユニバーサルデザイン

全ての人が利用しやすいように考慮された製品、建物、環境等のデザイン。

□養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業。保健師、助産師等による専門的相談支援、子育て経験者やヘルパー等による育児・家事援助がある。

□養育者支援保健・医療連携システム

妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、養育支援が必要な家庭を把握し支援する体制。支援が必要な家庭を把握した場合は、養育者の同意のもと「養育支援連絡票」により情報提供し、支援を行った結果を報告する。

□幼稚園における預かり保育

地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を 対象に行う教育活動。

□要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき市町村に設置される、地域の保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関(病院、学校、保健所、児童相談所等)及び関係団体(NPO、ボランティア等)などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。

□幼保連携型認定こども園教育・保育要領

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、新たに創設された幼保連携型認定こど も園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したもの。